

③ 照会の趣旨（法令解釈・適用上の疑義の要約及び照会者の求める見解の内容）

1 空港使用料の現況

空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)第 11 条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、管理する公共用飛行場の使用料は、航空機の離着陸、停留又は格納のための施設の使用に関して、「国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示(昭和四十五年運輸省告示第七十六号)（以下「告示」という。）」によって使用料の額及び支払方法を定めているところ。

当該告示における使用料の設定は、「着陸料、停留料、保安料」の 3 形態としているが、このうちの「保安料」について、国内で運送事業を行う航空機を対象にしていた使用料を、平成 17 年 10 月 1 日から、国内に限らず国際も対象として「保安料」を徴収することとした。

2 空港使用料の性質

当該使用料は、国の所有(使用権含む)する空港としての財産すべて(空港用地、滑走路等、排水施設等(事業者占有的に使用させている土地等を除く))を使用対象とするものであり、これらの財産価格、償却資産、維持管理経費等を総合的に勘案してコスト設定を行い、当該コスト回収のため、使用形態に応じ「着陸料、停留料、保安料」の類別により設定しているものである。

なお、「保安料」は、空港設置・管理者の義務としている航空保安対策に関する経費をコスト対象としているが、当該コストは、従前着陸料で徴収していたところであり、国内線については、平成 16 年 10 月 1 日から、着陸料から振り替えられて使用料設定がされている。

3 消費税の取扱い

国際線から徴収する着陸料及び停留料については、国内及び国外にわたる運送の用に供する航空機の離着陸、停留又は格納のための役務の提供（当該施設の貸付けを含む。）に係る料金であることから、消費税法施行令第 17 条第 2 項第 3 号により輸出免税の適用があることとされているところ。

保安料は、当該収入を原則として保安対策に要する経費に充てるべく設定しているが、国際線から徴収するものについては、着陸料及び停留料と同様に、消費税法施行令第 17 条第 2 項第 3 号に該当し、免税対象となるものと考えているが如何。